


報道発表資料の配付日時 3月11日(火) 15時00分

発表項目	第6回 縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6回 縄文遺跡群世界遺産専門家委員会を開催します。 ・縄文遺跡群世界遺産専門家委員会は、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用に関する専門的事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べることを目的として、令和4年(2022年)4月1日に設置しており、この度、第6回委員会を青森県にて開催します。 </div> <p>○開催概要</p> <p>1 日時 令和7年(2025年)3月13日(木) 13時30分～16時30分</p> <p>2 場所 青森県観光物産館アスパム 4階「十和田」 (青森県青森市安方1丁目1-40)</p> <p>3 主催 縄文遺跡群世界遺産本部(事務局:三内丸山遺跡センター)</p> <p>4 次第</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 報告事項</p> <p>ア 縄文遺跡群の来訪者数について</p> <p>イ 来訪者動向調査結果について</p> <p>ウ 2023年経過観察年次報告書(案)について</p> <p>エ 遺産影響評価の取組状況について</p> <p>(3) 意見交換</p> <p>(4) 閉会</p> <p>5 その他 会議終了後(16時30分予定)、縄文遺跡群専門家委員会委員長が囲み取材に対応します。</p>		
参考	縄文遺跡群の保存管理体制及びこれまでの専門家委員会の開催状況については、縄文遺跡群公式HP(保存管理体制ページ(右二次元コード参照))を御確認ください。 https://jomon-japan.jp/protect/protection-scheme		

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付 (場所) 青森県、秋田県、岩手県 同時レク

担当(連絡先)	本会に関するお問い合わせ等は、次の担当にご連絡ください。 【問合先】 縄文遺跡群世界遺産事務局 三内丸山遺跡センター 担当: 世界文化遺産課 主事 今村 銀河 連絡先: 017-782-9463 環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室(担当者: 主幹 小林 弘典) TEL ダイヤルイン 011-204-5168 内線 24-142 公用スマホ 011-585-6101 内線 13485
---------	--



令和7年3月11日

報道機関 各位

三内丸山遺跡センター
(縄文遺跡群世界遺産事務局)

第6回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の開催について

このことについて、下記のとおり開催しますので、貴媒体での取材・記事掲載・放送等に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 日時
令和7年3月13日(木) 13時30分から16時30分まで
- 会場
青森県観光物産館アスパム 4階「十和田」
(青森県青森市安方1丁目1-40)
- 次第
別紙1のとおり
- 囲み取材について
会議終了後(16時30分予定)、同会場において縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 稲葉信子委員長が囲み取材に対応します。
- 縄文遺跡群世界遺産専門家委員会について
縄文遺跡群世界遺産専門家委員会は、世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の保存・活用に関する専門的事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べることを目的として、令和4年4月1日に設置されました(別紙2・3)。
※縄文遺跡群の保存管理体制及びこれまでの専門家委員会の開催状況については、縄文遺跡群公式HPを御確認ください。



縄文遺跡群公式HP
(保存管理体制ページ)

報道機関用提供資料	
担当所属	三内丸山遺跡センター
担当者	世界文化遺産課 主事 今村 銀河
電話番号	直通：017-782-9463
	代表：017-781-6078
	内線：135
三内丸山遺跡センター副所長 小笠原 雅行	



第6回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会

日時：令和7年3月13日（木）

13時30分～16時30分

会場：青森県観光物産館アスパム

4階 十和田

次 第

1. 開会

2. 報告事項

- (1) 縄文遺跡群の来訪者数について
- (2) 来訪者動向調査結果について
- (3) 2023年度経過観察年次報告書（案）について
- (4) 遺産影響評価の取組状況について

3. 意見交換

4. 閉会

配付資料一覧

資料1 縄文遺跡群の来訪者数について

資料2 令和6年度北海道・北東北の縄文遺跡群来訪者動向調査報告書

資料3 2023年度経過観察年次報告書（案）

資料4 遺産影響評価の取組状況について

参考資料 第5回縄文遺跡群世界遺産専門家委員会議事概要

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	現職	分野
委員長	いなば のぶこ 稲葉 信子	筑波大学名誉教授 放送大学客員教授	世界遺産
委員	みずのえ かずとも 水ノ江 和同	同志社大学文学部教授	考古学
	ねぎし よう 根岸 洋	東京大学大学院 人文社会系研究科准教授	考古学
	いしざき たけし 石崎 武志	東京文化財研究所名誉研究員 東北芸術工科大学 文化財保存修復研究センター 客員研究員	文化財科学・ 保存科学
	もり ともこ 森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 准教授	景観
にしむら ゆきお 西村 幸夫	國學院大學 観光まちづくり学部教授	観光・ まちづくり	

縄文遺跡群世界遺産専門家委員会の設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、縄文遺跡群世界遺産本部の設置に関する要綱第7条の規定に基づき、縄文遺跡群世界遺産専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門家委員会は、次の事項をつかさどる。

- (1) 資産の保存活用に関する専門的な事項について調査検討し、縄文遺跡群世界遺産協議会に意見を述べること。
- (2) その他、縄文遺跡群世界遺産協議会長の求めに応じて、資産の保存・活用に関する専門的な事項について、意見を述べること。

(組織)

第3条 専門家委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、縄文遺跡群世界遺産本部長（以下「本部長」という。）が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 専門家委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、本部長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、専門家委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門家委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、特定の事項に関係する一部の委員による専門家委員会を招集することができる。
- 3 委員長は、必要に応じて関係者に専門家委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員長は、専門家委員会を会合して開催できないときは、書面あるいは個別の聴取に代えることができる。

(事務局)

第8条 専門家委員会の事務は、縄文遺跡群世界遺産事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門家委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月20日から施行する。

令和4年4月1日一部改正